

（どうすれば）安全安心

「争続」を防ぐためにしておきたいこと

- ・疎遠とならないように 普段から親、兄弟姉妹でコミュニケーションを
- ・疑心暗鬼の芽を摘む 財産の内容や生前贈与をオープンにしておく
- ・一方的な主張を防ぐ 介護や寄与の役割分担の情報を共有する
- ・本人の意思を残す 遺産分割の内容とともに思いを遺言書に書く
※夢相続の資料から

東京都内に住むA男さんは、実家で同居し面倒を見ていた80代の母親が亡くなり、相続に直面した。父親は既に死亡しており、その時は財産のほとんどを母親が相続した。相続人は長男の自分と、唯一の兄弟である弟の2人。遺言書はない。父親が「本家を大切にしたい」と言い残していたため長男は自分が土地と自宅、預貯金を弟に相続させる考えを伝えたところ、弟は法定相続分に当たる全財産の2分の1を要求してきた。預貯金が土地と自宅の評価額の4分の1程度にすぎなかったからだ。

「同居の苦勞はあったかもしれないが、子供の小遣いをもらったり、いい思い出はたくさん」と弟。長男は「お袋を一人にするわけにいかず、家族旅行もできなかった」と反論。遺産分割協議は物別れとなり、裁判に持ち込まれた。結局、母親の面倒を見たという寄与分が長男にわずかに認められた程度

相続を「争続」にしない

遺産分割でもめるケースが増えている。司法統計によると、2013年の分割に関わる調停・審判の新受件数は1万5195件と、10年前より3割以上も多い。実の兄弟姉妹が相続人の場合、より事は深刻になるようだ。知っておいた方がいい、相続ならぬ「争続」対策の入門編をお届けする。

【内野雅一】

のほぼ均等相続となり、長男には不満が残ることになった。その後、兄弟の行き来は途絶えたという。

戦前は「嫡出長男」が全財産を引き継ぐ家督相続だった。ある意味でわかりやすいが、極端に不平等だった。それが戦後の民法改正で廃止され、子や配偶者であれば平等に相続する法定相続に移行し、相続人には法定相続分が定められた。配偶者のみの場合は相続財産すべてが配偶者に、また配偶者と子供1人であればそれぞれ2分の1、子供が複数なら2分の1を子供の数で均等に分ける——といった具合だ。この法定相続分通りにしない場合、遺産分割協議となるのだが、A男さんのように残された配偶者が死亡した時の「2次相続」でもめることが多い。

「1次相続は夫死亡の場合がほとんどで、相続人の妻が全財産を相続して済むケースが多く、もめることはまずありません。問題は2次相続。相続人になる子供にすれば、親がいなくなるので気づかれないを必要がなくなり、言いにくいことを言い出します。しかも、最後のとりでというか、ここで主張しないと後で後悔する思いが強くなります」

相続専門の税理士法人「レガシイ」代表社員税理士の天野隆さんは、そう分析する。その際、法律上は平等になったとはいえ、色濃く残る長男意識が事を複雑にするとして次のように言う。「今の被相続人は80代の人が多い。本家と

周囲に宣言し遺言書作る

もめる、もめないの違い

	もめにくい 😊	もめやすい ☹️
きょうだい構成	長男、次男、長女の順	長女、次女、長男の順
長男家族	両親と同居	両親と別居
関心事	趣味や仕事に忙しい	関心事があまりない
本家意識	本家がその都度気を使っている	誰が本家か、わかりにくい

※レガシイの資料から

増える遺産分割の争い



- ✓ 「本家」と「均等」が対立
- ✓ 資金援助は「前渡し」
- ✓ 親の思い一緒に残して

いう意識がまだ強い世代です。相続人は50代、60代が中心ですが、その親の子供ですから、なかには長男なら多くもらって当たり前という考えの人はいまいます。

同居して親の面倒を見ていたなら、なおのことだろう。実際、レガシイが扱った案件で長男(本家)中心に相続する率(過去3年の平均値)は58%で、課税価格が5億円以上になると75%になる。多くは長男有利で収まっていますが、これを示しているわけだが、A男さんの場合のように家督相続の思いと法定相続分の主張が真正面からぶつかりあって、「2次相続」がもめ

る発火点となる。

高齢化社会となり、同居の「寄与分」をどう見るかも火種だ。面倒を見た側はできるだけ認めようと主張する。心情的には理解できても「財産を増やしたことに對して認められるもので、日常の世話や介護では数万円の日常程度として計算されるだけ。親とけんかをした、気苦労があったという同居の大変さを寄与分として認められ判決はまだありません」と天野さん。

公認不動産コンサルティングマスターで「夢相続」を経営する曾根恵子さんは「相続財産が少なく、根拠子さんは相続財産が少なく、

感情がどうしようもなく絡まるのが相続。それを収めるのが分割協議だが、逆に感情をぶつけ合う。そこで登場するのが遺言書だ。すべてを解決する被相続人の意思表示である。「最低限の相続分である遺留分を侵さない限り、不満は残っても、遺言書があると認めることはありません」。天野さんはその重さを指摘する。

曾根さんは「みんなに宣言して遺言書を作るくらいがいい。こっそり作ると、誰かが作らせたのではないかと勘繰られかねません。財産の分け方だけでなく、なぜそのようにしたのかの親の気持ちも書いておくのがコツ」と、思いのこもった遺言書を勧める。

だが、遺言書を用意する人はまだ少ないのが現状だ。「私たちのところに来る人では、割程度(天野さん)。死を見つめる準備がつかない、子供に差をつけるのがつらい、この思いからつら

来世からの増税で相続への関心はさらに高まりそう。相続税が発生するかどうかとは別に「争続」は決して人ごとではない。